

# 老朽化し危険な空家住宅の解体を助成します

市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化等により危険な空家住宅の除却を行おうとする所有者等にその費用の一部を助成します。

(対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱)

## 募集期間

令和6年  
**4月1日(月)**  
～**11月29日(金)**  
助成件数4件程度

※事前調査が必要ですので、申請前に必ず事前相談が必要です。

※相談のあった物件の現地調査を行い、不良度判定100点以上の物件を補助対象とします。

※予算上限に到達次第、受付を終了します。

## 補助対象住宅

次の全ての要件を満たす建築物で、これから解体しようとするもの

- ①対馬市内にある建築物
- ②現に使用されていない建築物
- ③木造又は鉄骨造である建築物
- ④過半が居住の用に供されていた建築物
- ⑤構造の腐朽又は破損が著しく危険性が高い建築物(不良度判定で一定以上の不良度であると測定した建築物)

※不良度判定で一定以上の不良度とは  
市が行う現地調査で、住宅地区改良法施行規則別表第1評定区分2における構造の腐朽又は破損の程度に基づき100点以上と測定されたもの。

## 補助金額

次の①又は②のいずれか少ない金額の1/2

### 上限50万円

- ①補助対象住宅の解体・運搬・処分に要する費用(消費税及び地方消費税を除く)の8/10
- ②補助対象住宅の床面積に、国土交通省が定める次の標準除却費を乗じて得た額の8/10

令和6年度 標準除却費

木造	鉄骨造
32,000円/㎡	46,000円/㎡

※標準除却費は毎年変動します

## 補助対象者

現住所地の市町村税等(特別区税を含む。)又は当該空家に係る固定資産税を滞納していない者で、次のいずれかに該当する個人

- ①登記事項証明書(未登記の場合は土地家屋名寄帳等)に所有者として登録されている者
- ②①の相続人
- ③不在者財産管理人、成年後見人等
- ④①から③から補助対象建築物の除却について同意を受けた者

## 補助対象外

次のいずれかに該当する場合

- ①法人
- ②共有者又は相続人が複数人いる場合の全員から除却についての同意が得られない場合(誓約書が提出できるものを除く。)
- ③登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合で、権利者全員から同意を得られない場合

## 補助対象工事

次のいずれにも該当する者と契約する除却工事

- ①市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
- ②建設業法における許可(土木・建築若しくは解体工事業)又は建設リサイクル法による解体工事業の登録を受けた者

## 補助対象外工事

次のいずれかに該当する工事

- ①補助金の交付決定前に着手した工事
- ②空家等特措法第14条第3項の「命令」の措置を受けた特定空家等を除却する工事
- ③同時に他の補助金の交付を受けようとする工事
- ④建築物(長屋住宅を除く。)の一部のみを除却する工事

## 申請時に準備していただく書類

- ①現住所地の市町村税等(特別区税を含む。)及び当該空家に係る固定資産税を滞納していない証明
- ②所有者等から除却の同意を受けている場合又は建築物が共有名義である場合は同意書
- ③工事計画書
- ④対象建築物付近の位置図
- ⑤現況写真(敷地全景及び建物2面以上)
- ⑥工事見積書(内訳明細が明記されたもの)
- ⑦登記事項証明書(未登記の場合は、土地家屋名寄帳等)
- ⑧所有者と申請者の関係が分かる関係図
- ⑨申請者が交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状

## 注意していただく事項

- ・交付決定前に契約されたものは対象となりません。
- ・交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に補助対象工事を完了すること。
- ・補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な維持管理に努めること。
- ・住宅を除去することで、固定資産税の住宅用地の特例が適用外となり、翌年度より土地の税金が高くなる場合があります。

## 手続の流れ

